

熊本大学学術リポジトリ

Kumamoto University Repository System

| | |
|------------|---|
| Title | 陸軍高瀬飛行場用地買収等に関する諸問題と戦後処理 |
| Author(s) | 内山, 幹生 |
| Citation | 歴史玉名, 57 |
| Issue date | 2011-08 |
| Type | Journal Article |
| URL | http://hdl.handle.net/2298/40921 |
| Right | |

陸軍高瀬飛行場用地買収等に関する諸問題と戦後処理

内山幹生

目次

はじめに

- 一 軍用地の買収
 - 1 買収価格
 - 2 官給資材の配分
 - 二 軍用排水路の開鑿
 - 1 土取場の買収
 - 2 排水路の開鑿
 - 三 戦争終結に伴う旧軍用地の行政処理
 - 1 旧軍飛行場等の戦後処理
 - 2 緊急開拓事業の実施
 - 四 高瀬飛行場跡地の戦後処理と開拓者営農推進
 - 1 元玉名軍用飛行場跡地開発の請願
 - 2 開拓者営農推進
- おわりに

はじめに

陸軍高瀬飛行場は、旧玉名郡大浜町を中心に、豊水村と横島村の一部を加えた地域に存在した。航空写真をみると、今でもその四囲の痕跡を見い出せる。昭和一八年（一九四三）九月に着工され、翌年二月に完成し、ほどなく少年飛行兵の操縦教育が開始された。その後、一年あまりが経過した昭和二〇年五月一〇日、マリアナのアメリカ陸軍航空基地から、九州と四国方面の日本軍航空基地爆撃のため、B-29重爆撃機四二機が離陸した。そのうちの二機が高瀬飛行場に飛来し、格納庫や滑走路に投弾し、短時間のうちに壊滅的打撃をあたえている（防衛庁防衛研究所戦史室『本土防空作戦』戦史叢書一九）。

三日後の五月一三日にも、九州各地に点在する多くの陸・海軍飛行場が、アメリカ海軍機動部隊の艦載機群による攻撃目標とされ、高瀬飛行場も急降下爆撃機と戦闘機混合の合計五九機による空襲を受けた。残存していた航空施設と練習機は、このとき完全に破壊されてしまった。戦後六六年を経過して、関連施設の大半は消滅したが、大浜町周辺では、コンクリート製の門柱や格納庫および浴場の跡など、飛行場施設の名残をみることができ、関連する史・資料も、旧横島村

役場文書中に、飛行場用地買収の一件書類、数十点が残っている。

高瀬飛行場については、陸軍航空本部関連資料中に、「大浜陸軍航空隊」との表記もみられる。しかし、陸上自衛隊郷友会増田民男によれば、正式には、福岡県三井郡大刀洗に置かれた陸軍飛行学校の分校で、「大刀洗陸軍飛行学校玉名分校」といい、少年飛行兵の操縦教育機関であった。したがって、飛行場は飛行学校附属の訓練施設であり、当時の陸軍関係者は、「玉名教育隊」ともいう。そのためか、地元では、「玉名飛行場」と呼ぶ人も多い。また、飛行場の中心部分が大浜町に属していたので、「大浜飛行場」と呼称する人もいる。

飛行場の全体形状は、一辺が千五百メートル四方の正方形から、西南方の角地（大浜町東部）を扇形に切り取った形となっており、飛行訓練用の飛行場とはいえ、相当規模の農地が収用されている。飛行場用地買収の一連の経過は、「陸軍高瀬飛行場土地買収一件綴」（旧横島村役場文書）の所収資料によって詳細に知ることができる。建設予定地の地主に対する説明会に始まり、戦後、飛行場跡地への営農促進に関する懇談会資料も綴られている。その一部を紹介するとともに、その間に生じた諸問題を明らかにしておきたい。なお、移転補償料等の部分では、豊水村と大浜町の資料が確認できず、旧横島村域に限定した計数であることをおことわりしておく。

一 軍用地の買収

昭和一七年（一九四二）某月、大浜町役場を一人の陸軍将校が訪れた。彼は陸軍航空本部経理部熊本出張所長を名乗り、大浜町北部の田圃一帯が、飛行場施設建設の候補地となったことを伝えた。翌昭和一八年の春、大浜小学校講堂に建設予定地の地主を集め、説明会が開催される。同年五月二五日に至ると、急遽組織された関係地主協議会で、正式に軍用地に売り渡すことを承諾し、同七月二日には、軍部と代表委員協議によって時価相当から若干高めの買収価格が決定された。

五月二五日の協議会には、陸軍を代表して航空本部経理部から、熊本出張所長松澤定一陸軍主計少佐が、地元からは代表委員長丸山繁一大浜町長、同委員島村貞之横島村長、同委員小崎文太豊水村長ほか地主代表委員が出席した。松澤少佐とは、この前年、昭和一七年に熊本市健軍地区に陸軍飛行場用地一〇〇万坪、三菱重工業の航空機工場用地四〇万坪、同社の寮および社宅等厚生施設用地四〇万坪の買収申し渡しをおこなった人物である。

さらに立会として、熊本県から土木課事務官、同計画課長代理、同営繕課技師らが同席している。加えて、警備と防諜の名目で熊本憲兵分隊より広田十郎憲兵伍長ほか、武装した憲兵一〇数人、池添時政高瀬警察署長と署員、大浜駐在所巡査らが立ち会うものしきであった。この一連の経緯内容を、『陸軍高瀬飛行場土地買収一件綴』の所収史料より再現してみる。

1 買収価格

飛行場用地の買収価格は、昭和一八年七月二日、軍部と地元代表委員との協議で次のように決定されている。

【史料①】（高瀬飛行場買収土地価格決定書）

| | | |
|-------|----|-------|
| 宅地 | 坪当 | 六円三〇銭 |
| 田（一等） | 反当 | 一一四〇円 |
| 田（二等） | 反当 | 一〇五〇円 |
| 田（三等） | 反当 | 九六〇円 |
| 田（四等） | 反当 | 九〇〇円 |
| 田（五等） | 反当 | 六六〇円 |
| 畑（上） | 反当 | 九〇〇円 |
| 畑（下） | 反当 | 七六〇円 |
| 原野池沼 | 反当 | 一五〇円 |
| 墓地 | 反当 | 四円 |

春先からの事態は、対象地域で耕作をしていた農民にとって、まさに寝耳に水の出来事であり、かといって農事を放棄するわけにもいかず、不安を抱えたまま作業継続せざるを得なかった。軍用地として買収される土地には、そこで生活する農家の田畑や桑畑、家、墓地などがある。各農家の敷地内および周囲には、生垣や庭木、果樹、花壇、築山等もあり、移転先に持つて行けるはずもない。ここに、土地収用に加えて地上物件の移転補償問題が生じ、地権者および小作者にとって、大きな関心事となっていた。

農家の要望も多少は聞き入れられたのか、七月二日、「土地売渡価格・地上物件移転保証料協定書」が作成されている。同協定書の附属書類、「補償料単価決定書」によると、庭木と果樹は、幹廻り一寸から寸刻みに補償料が計算され、九寸から一尺の庭木で一本八円、果樹では一一円と設定されている。築山は一立米当たり一〇円、石垣が一坪当たり一〇円となっている。変わったところでは、肥料瓶（野壺）が一個五円、納骨塔は一基五二五円であった。墓碑は重量で分けられ、一五〇〇貫〜二〇〇〇貫までを一等として一四五円、一〇〇〇貫〜一五〇〇貫以下を二等として一二五円と設定されていた。

地上物件のうち、最も高価なものは家屋である。横島村における建物の移転補償については、対象戸数五四軒、すなわち件数五四が計上され、区有物である観音堂の一六二円五〇銭を除くと、最低金額は七七五円五〇銭、最高は一万四二七四円七五銭であった。補償金額帯別に整理している。

【史料②】（建物移転補償金調書）

| | | | | | |
|-------|---|------|----|-------|---|
| 一千円以下 | 二 | 三千円台 | 一三 | 六千円台 | 五 |
| 一千円台 | 五 | 四千円台 | 一三 | 七千円台 | 五 |
| 二千円台 | 六 | 五千円台 | 三 | 一万円以上 | 一 |

（合計五四件 ※うち一件は記載なし）

三千〜四千円台の家が二六件で、ほぼ半数を占めていた。土地・建物等の移転補償料は、安田銀行（旧富士銀行、現みずほ銀行）に委任され、同行において書類作成のうえ、とりまとめて陸軍に請求された。移転対象農家は、軍部より補償金を受け取ったあと、移転先に家屋を再建する

が、強制収用であることから、資材調達面で多少の配慮を受けている。

次に、買収代金の支払方法について、看過できない問題のあったことを指摘しておく。第一は、土地代金支払いについて、軍部への移転登記、すなわち陸軍省への移転登記が終了したものに對し、実行されるようになっていたことである。しかし、現実に土地の引渡しがあれば、支払いも同時に履行するのが民法上の原則で、買収者の代金支払義務発生が発生するのは、移転登記の後ではない。第二には、「臨時資金調達法」に拘束されていたことを挙げなければならない。

同法は、昭和十二年（一九三七）法律第八六号として制定されている。その第一条に、「本法は支那事變に關連し、物資及資金の需給の適合に資する為、国内資金の使用を調製するを目的とす」とし、国内資金の用途を調製（調整）する目的であったことが明記されている。具体的には、資金供給を統制することによって、設備資金の貸付や株式・社債の発行、会社の新設、増資などをすべて政府の許可事項とし、軍需関連産業には資金を潤沢に供給する一方、他方では、不要不急産業への資金流入を徹底して制限するものであった。

昭和一七年（一九四二）四月、開戦後一年を経過し、戦局に轉換の兆しが見え始めたころ、臨時資金調達法は改正され、第一〇条二項において、次のような条文が付加された（『臨時資金調達法解説』銀行問題研究会 昭和一八年改正戦時統制法令叢書一二輯）。

政府は必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り土地其の他の買収代金、補償金其他の政府金銭債務にして命令の定むるものに付、企業整備資金措置法第三条の規定に準

じ其の決済を為すべきことを得、

つまり、現金資金を軍需産業に傾斜配分するため、政府のおこなう土地買収を、企業整備資金措置法第三条の規定に準じて実行するように規定したのである。資金の流れの統制については、陸海軍といえども、例外ではなかったことがわかる。高瀬飛行場建設の際、旧安田銀行が収用代金の決済に介在したが、陸軍は、債権者（土地所有者）に、支払った収用代金で国債を購入、又は定期預金をするように命じている。その事務手続きを安田銀行が受託していたのである。政府は、国債によって軍費を調達し、銀行は定期預金を受け入れることで軍需産業への貸付原資を調達するという構図があった。

2. 官給資材の配分

当時、日本国内では、戦争の長期化に伴い、国家総動員法に基づく物資統制令が施かれ、指定物資の生産・保管は厳重な統制下にあった。そのため、釘・鉄線やセメントなどの建築資材も、軍需関連部門に重点配分され、一般家庭への配分は、時節柄非常な困難があった。こうした状況下において、農地と住居地・建物を強制収用された農家は、いかなる処遇をうけたのか。関連史料を提示しておこう。

【史料③】（官給材送付ニ関スル件（航空熊本出發七六二号））

官給材送付ニ関スル件

昭和十八年七月十三日陸軍航空本部経理部熊本出張所

大浜町長 丸山繁一殿

高瀬飛行場設定ニ伴フ移転家屋用官給材送付ス可ニ付、左記ニヨリ処理相成度、
 追テ現品ハ其ノ大部分ヲ發送済ニ付申添フ、

左記

一現品ハ高瀬レール渡シトス、
 一分配ハ別紙調書ニ依ルモノトス、
 一価格

| (品名) | (寸法) | (数量) | (単価) | (小計) |
|------------|------|------|--------|---------------|
| 洋釘 | 一寸 | 四樽 | 二〇円三〇銭 | 八一円二〇銭(六〇疋) |
| " | 一寸 | 一七樽 | 一九円〇〇銭 | 三二三円〇〇銭(〃) |
| " | 二寸 | 一二樽 | 一八円一〇銭 | 二一七円〇〇銭(〃) |
| " | 二・五寸 | 一八樽 | 一七円九五銭 | 三二三円一〇銭(〃) |
| " | 三寸 | 四樽 | 一七円八三銭 | 七一円三二銭(〃) |
| " | 四寸 | 三樽 | 一七円六八銭 | 六一円八八銭(〃) |
| 亜鉛鍍鉄線 | 一九番 | 一樽 | 一七円六二銭 | 一七円六二銭(〃) |
| セメント | 五〇疋入 | 六四四袋 | 二二円〇〇銭 | 一二八八円〇〇銭(五〇疋) |
| 輸送量其他 | | | | 五九円五八銭 |
| 合計二四四二円九〇銭 | | | | |

これらの資材は、「高瀬レール渡シトス」と明記されているように、国鉄高瀬駅（現在のJR玉名駅）において引き渡されることになっていた。本史料のタイトルは、「官給材送付ニ関スル件」と記載されている。一見すると、そこに書き上げられている統制品は、あたかも政府からの無償支給品たる印象を受ける。資材そのものは、政府から給される品々であることから、「官給材」の名目でも間違いはない。

しかし、五四戸の移転農家は、一般的理解とは異なる処遇を受けた。本件史料の末尾に、「右代金ハ家屋移転費ノ残額ヨリ控除ス」と付記されていることから、官給材の便宜を計ってもらってはいるものの、無償給付ではない。全ての被収用農家が、建物移転補償金のうちから、官給資材の代価を支払う仕組みであった。

五四戸の農家が受けた官給品は、「官給材調書」として、陸軍野紙に記された詳細な調書が残されており、一戸当たり、どれほどの建築資材が配分されたのか、克明に知ることができる。プライベートの問題もあって、氏名の公表は差し控えるが、今日より六八年以前の出来事で、戦時下の強制収用事案でもあることから、冒頭部分の一部を、史料そのままに抜粋しておく。

【史料④】「官給材調書」

| 官給材調書 | 単位 | 疋(キログラム) | (二寸釘) | (一・五寸釘) | (二寸釘) | (二・五寸釘) | (三寸釘) | (四寸釘) | (亜鉛鍍鉄線) | (セメント) | (氏名) |
|--------|--------|----------|--------|---------|--------|---------|-------|-------|---------|--------|------|
| 三、二六二五 | 二、〇五〇〇 | 七、九七五〇 | 一、九六二五 | 二、三五六二 | 二、三五六二 | 〇、八七 | 二袋 | 坂〇〇〇 | | | |
| 三、七五〇〇 | 二、四五〇〇 | 一四、七〇〇〇 | 二、四五〇〇 | 六、一〇〇〇 | 四、九〇〇〇 | 〇、一八 | 五袋 | 森〇〇〇 | | | |
| 三、九七五〇 | 二、八二五〇 | 一三、三五〇〇 | 二、八二五〇 | 五、八〇〇〇 | 五、一八〇〇 | 〇、二〇 | 五袋 | 富〇〇〇 | | | |

| | | | | | | | | |
|--------|----------|----------|----------|--------|--------|------|-----|-------|
| 四、二〇〇 | 二、三、二二五〇 | 一、六、九五〇〇 | 二、三、二二五〇 | 八、五七五〇 | 四、一七五〇 | 〇、二一 | 五袋 | 大〇〇〇〇 |
| 六、五二五〇 | 二、六、五二五〇 | 一、七、七五〇〇 | 二、六、五二五〇 | 五、七二二五 | 五、五二二五 | 二、〇一 | 五袋 | 土〇〇〇 |
| 四、九五〇〇 | 二、四、三五〇〇 | 一、六、三五〇〇 | 二、四、三五〇〇 | 五、八七五〇 | 五、五二五〇 | 一、九五 | 二五袋 | 本〇〇〇 |
| 四、三二二五 | 一、七、二八七五 | 一、一、六二五〇 | 一、七、二八七五 | 三、八六二五 | 三、五六二五 | 一、三二 | 三袋 | 中〇〇〇 |
| 四、九五〇〇 | 二、〇、二〇〇〇 | 一、三、六五〇〇 | 二、〇、二〇〇〇 | 四、六二五〇 | 四、〇七五〇 | 一、五五 | 三袋 | 村〇〇〇 |
| 三、六〇〇〇 | 一、四、一七五〇 | 九、四五〇〇 | 一、四、一七五〇 | 二、九二五〇 | 二、九二五〇 | 一、〇五 | 二袋 | 村〇〇〇 |
| 四、八三〇〇 | 一、四、四九〇〇 | 九、六六〇〇 | 一、四、四九〇〇 | 二、四一五〇 | 二、四一五〇 | 〇、九六 | 一三袋 | 渡〇〇〇 |

(以下省略)

五四戸の農家に有償配分された資材の分量細目は、およそ右にみるようなランダムな分布形態を示している。各々の資材分量の総量と一戸当たり受取分量を整理しておく。

〈釘類〉

| | | | |
|-----|--------------|-------|--------------|
| 一寸釘 | 二五七、九三八 kg | 一寸五分釘 | 一〇五二、四八九 kg |
| | (@四、七七七 kg) | | (@一九、四九〇 kg) |
| 二寸釘 | 七〇一、七九五 kg | 二寸五分釘 | 一〇五二、四九八 kg |
| | (@一二、九九六 kg) | | (@一九、四九〇 kg) |
| 三寸釘 | 二三〇、六七二 kg | 四寸釘 | 二二六、五五七 kg |
| | (@四、二七一 kg) | | (@四、〇一〇 kg) |

総計三五一一、九四九 kg (全五九樽)

〈亜鉛引鉄線一九番線〉

四四、一九五 kg (@〇、八一八 kg)

〈セメント〉

四八六袋 (@五〇 kg 入九袋)

釘の総重量は、三トン半を超えている。少なくないことは理解できるが、当時における稀少性を、現在では実感し難い。戦時統制下にあつて、これらの品々は、個人での入手が困難な物資であつた。無償ではなく、有償給付で対処されたところに、この時期における戦局の深刻さがうかがえる。

また、給付された資材は、これら住居移転に伴うもののみではない。飛行場造成地の大部分は、フラットに削平しておく必要がある、住居地に存在するものは、一切合切処置しておく必要があつた。格納庫や事務所などの飛行場施設を建設するにしても、土地全体の凹凸を均しておかなければならない。そのため、住居移転以外では、墓地や墓域も、放置することなく移転させ、跡地を削平する必要があつた。

補償関連史料中、「墓地用官給セメント調書」をみると、四三戸の需要があり、各々の氏名と必要数(五〇 kg 袋)が記載されている。最小〇、五袋から最大一二、五袋までと幅があり、平均で三、七袋内外であつた。個人別の配給となつてるところから、専用墓域における個別の墓所形成、もしくは、移転後の屋敷内に設ける屋敷墓であつたとみられる。また、無縁墓への対応として、区長渡辺四平に対して、一二袋が配分された。

二 軍用排水路の開鑿

陸軍飛行学校玉名分校は、切迫する戦局に対応するべく、戦闘機や爆撃機等の搭乗員養成の目的で設置された。訓練飛行場たる高瀬飛行場は、必要な規模を確保されていたが、その大半は数百年来の田畑であり、地盤はやや軟弱で、保水性もあつた。総体的に農地としての条件は良かったものの、飛行場として活用するには、農地としてのメリットが、解決すべきデメリットとなつていた。すなわち、豊富な地下水の問題である。

高瀬飛行場の造成には、通常の施工法とは異なる工法が採用されている。「島式」と称される方式で、他より客土を施し、盛土をして圧力を掛け、地盤強化を図るものであつた。島式の名称は、二つの軌道に挟まれた駅のプラットホームからきており、その台地状・島状の外観に由来している。施工したのは、霞ヶ浦海軍航空隊の飛行場建設を手がけた、水戸市に本拠を置く株式会社株木建設で、同社の沿革によると、終戦までに全国二〇カ所以上の飛行場建設工事を手がけたとされる。

1 土取場の買収

高瀬飛行場の地形は、ほぼ正方形で、その各辺のうち、北の角は川島、東の角が北牟田、南の角が大園、西の角は大浜町の中心部に向いていた。盛土とする客土は、飛行場敷地内の田畑からは、東角と南角より充当されている。その土取場の跡、二カ所は、大きな池として国土地理院昭和四八年編の地図にも痕跡を留めている。保水性の高い低平地より、大量の土取りをおこなつたことによつて、飛行場敷地全体の水気が土取場跡に浸出し、溜池を形成していたのである。

もともと、土取場は、この二カ所のみではない。水の浸出が思ひのほか多量にのぼることが判明すると、横島山の山腹や伊倉にも設定され、その後は、二方面からの切り出し分で盛土し、造成されるようになる。横島山土取場の関連史料を掲げる。

【史料⑤】（二飛行場盛土取場所及び排水路開鑿敷地補償買収ニ関スル関係地主協議会開催ノ件）

昭和十八年八月十七日 横島村長 島村貞之

関係地主 殿

飛行場盛土取場所並ニ排水路開鑿敷地補償買収ニ関スル関係地主協議会開催ノ件、

首題ノ件ニ付、軍部ヨリ出張、左記ニヨリ協議会開催相成候条、御繰合セ御出席相願申

度、此段得御意候也、

記

一期日 八月二十一日午後一時

一場所 横島国民学校講堂

横島山土取場の関係地主は、一一九名を数える。土取場は、東園・野々畑・蚊喰原・谷原・八反田・上原・大園・釈迦原にあり、果樹や櫨・榎・楠・桑等が植え付けられていた。これらのほとんどは、用役に供する有益な樹木であり、植栽されたものである。したがって、綿密な立木補償調査が為され、九月一六日を期して、樹種と各々の幹廻りが実測され調査が仕立てられた。蚊

喰原・野々畑・大園・釈迦原においては、当時、桑畑が盛んに営まれており、別途「桑園調査」が作成されている。

取られた土の分量がどれほどのものであったのかは、一件史料にあらわれていない。しかし、第004国会衆議院農林委員会の議事録によれば、飛行場地積の大部分を〇、八メートルから一米ートルほども嵩上げた工事であったという。飛行場の面積は、一辺一五〇〇メートル四方として、二二五万平方メートルとなる。「大部分」と、あいまいであるが、仮に飛行場面積の半分として、〇、八メートルの嵩上げで計算すると、土量九〇万立方メートルが算出される。一般的な粘土質の土の比重が、二、六前後とされていることから、その総重量概算は、二三四万トン程度とみられる。この分量を、敷地内二カ所と横島山山腹から切り立てたことになる。

昭和一八年九月に着工され、翌年二月の竣工となっているが、右の土量を六ヶ月間で搬送し施工することは無理であろう。工事が引き続き継続されたか、嵩上げ面積がもっと小規模であった可能性がある。いずれにしても、現在、われわれが見ている横島山山腹の形容は、終戦直前に形状変更された後の姿を望見しているわけで、戦前の人々が親しんでいた光景とは多少趣を異にしているとみられる。

島式飛行場の完成後、新たな課題が浮上する。すなわち、土取場跡とその周辺に集中する浸潤水の問題である。もともとこの地域は、小田牟田と称される大きな牟田、すなわち湿地帯であった。近世以前の菊池川（高瀬川）は、伊倉台地の下を部田見方向へ流れ、今の唐人川を流域としていたとする見解もある。元亀年間頃までは、明の貿易船が伊倉まで入港していたとされ、それを証明する様々な証拠も残っている。高瀬飛行場の母体となった地域は、常在的に多量の水を含んだ大地であった。そして、この問題は、実に飛行場建設の当初から認識されていたのである。

2 排水路の開鑿

飛行場は、浸潤してくる水の影響を緩和するため、島式を採用して施工されたが、もちろん根本的な対応ではない。豊富な地下水を逃がすため、最短距離である横島山の山腹を貫通して海へ排水する方策が採用された。切迫した戦局もあって、飛行場建設は急を要している。飛行場建設着工に先立ち、地元横島村村長を中心とした研究会が発足した。

【史料⑥】（二軍用排水路開鑿ニ付研究会ノ件）

昭和十八年八月十七日 横島村長 島村貞之

軍用排水路開鑿ニ付研究会ノ件

首題ノ件ニ就キ御協議申上度、左記ニヨリ御出席相願上度候也、

記

一 会期 八月十八日午前九時

一 場所 横島村集議所

外平 (※関係地主九名の名前を書上)

九番 (※ 〃 六名の名前を書上)

十番 (※ 〃 一名の名前を書上)

京泊 (※) 〃 三名の名前を書上)

この史料は、先の協議会開催の案内と同日に起案され、関係地主に通達されている。会期日程は、起案日の翌日という慌ただしさで、軍部からの出張、すなわち陸軍関係者の出席が用意された同協議会の四日前であった。首題が、「軍用排水路開鑿ニ付研究会」となっていることから、陸軍関係者の出席する八月二日の「飛行場盛土取場所並ニ排水路開鑿敷地補償買収ニ関スル関係地主協議会」では、あるべき結論があらかじめ定められていたとみられる。その結論を引き出すための会合が、本件研究会であった。この排水問題を根本的に解決するため、飛行場から横島山の山腹を貫通して南側に隧道を通し、横島村の中央部分を流下する軍用排水路を開鑿した。昭和一九年(一九四四)に完成したが、今は、甲申川となって横島町のほぼ中央部を南下し、横島漁港に接続されている。

この開鑿工事に関連して、排水路敷地に該当する土地の買収が進められたが、その代金の一部は、終戦までに決済されることはなかった。そのみではなく、追加買収地の代金や盛土用の土取場補償金、地上物件の補償金、土地賃貸料支払いにも問題を残し、多くが戦後に処理された。次の史料は、飛行場追加買収地代金未払分計算書である。起案者は横島村長で、宛先は、「熊第一九五三八部隊」となっている。大戦末期には、防諜上の必要性と部隊の活動を秘匿する意味から、暗号名として、数字のみの抽象的な部隊名が付されている場合が多い。この部隊は、陸軍航空本部熊本出張所のことである。

【史料⑦】(「飛行場追加買収地代金未払分計算書」)

土地賃貸料請求書

一金参拾貳円六拾銭也

内訳

| (字) | (地番) | (地目) | (台帳地積) | (買収地積) | (買収金額) |
|-----|------|------|--------|--------|---------|
| 五反田 | 一八七 | 田 | 八二〇 | 二二六 | 二六六〇〇〇 |
| 下牟田 | 六八 | 田 | 一五二六 | 一五二六 | 一六六六〇〇〇 |
| 〃 | 七九〇 | 田 | 一一二七 | 一二六 | 一八九〇〇〇 |

右之通相違無之候也、

昭和二十年十月一日 玉名郡横島村村長 島村貞之

未払いが生じたのは、この一件のみではない。土地代金支払遅延は、法に違反するのみではなく、地主に多大な経済的損失を与えていた。当該土地は農地であり、地主は零細農家であって、田畑の作物を収穫して日々の糧としている。その農地を奪われた地主は、代金の支払い遅延で難渋していたはずである。横島、豊水、大浜の役場では、これらの実態は把握済みであったとみられる。陸軍省と農民の間に立ち、債権・債務を調整したのは他ならぬ町村役場であった。この時期、日本全国でこのような問題が生じていたとみなければならない。沖縄県においては、沖縄本島が戦場となった関係で、戦災により資料が散逸し、立証が困難になったという理由で、今現在に至るも未解決の事例が少なくない。

三 戦争終結に伴う旧軍用地の行政処理

日本政府は、戦後の早い段階で陸海軍が所有する土地や建物等、国有財産の利用、返還等の戦後処理に着手している。そのため、いくつかの閣議決定がなされ、実施にあたっては関連部署へ一連の通牒が発せられている。中でも旧軍用地、特に旧軍飛行場等の戦後処理に係わるものとしては、以下の閣議決定、通牒類が挙げられる。

- ① 「戦争終結に伴う国有財産の返還に関する件」(昭和二〇年八月二十八日閣議決定)
- ② 「連合国により使用さるるものを除く飛行場の農耕に関する件」(昭和二〇年一月一日付連合国軍最高司令官覚書)
- ③ 「飛行場利用に関する件」(昭和二〇年一月二十九日付国有財産部長通牒)
- ④ 「緊急開拓事業実施要領」(昭和二〇年一月九日閣議決定)
- ⑤ 「飛行場利用に関する件」(昭和二〇年一月二十二日付開拓局長、専売局長官、国有財産部長通牒)
- ⑥ 「農耕に利用すべき元軍用地等国有財産の処理実施に関する件」(昭和二〇年一月十五日付大蔵次官、農林次官通牒)

これらの閣議決定、通牒等の経過とその内容を概観すると、戦後、国内の旧陸海軍飛行場用地が、食料増産のための農耕地化、塩田化等の大規模開墾や復員および引揚者、離職工員の帰農促進等、民生安定のために活用されようとしていたことがわかる。また、開墾後は、速やかにかつ優先的に現耕作者や新入植者へ払い下げること。旧地主から返還要望のあるものについては、それが自作に相当と認められた場合、旧地主に還元しようとしていたことが判明する。

1. 旧軍飛行場等の戦後処理

戦後日本の民主化と非軍事化を基調とするGHQ(連合国軍最高司令官総司令部)の占領政策は、兵隊や軍需産業への労働力供給源となっていた日本の農村機構の改革こそが、非軍事化への道として、農民解放のために旧軍用地の農地転用を優先させようとした。こうした基本路線に先立ち、日本政府は、戦後二週間も経たないうちに、独自に陸海軍用地の戦後処理方針を決めている。先に挙げた、①「戦争終結に伴う国有財産の返還に関する件」は、陸海軍用地の大蔵省への移管・引継について閣議決定されたものである。

【史料⑧】(昭和二〇年八月二十八日付閣議決定)『昭和財政史』第十七巻・東洋経済新報社

一九八一)

戦争終結に伴う国有財産の処理に関する件

陸海軍所属ノ土地、兵舎其ノ他施設等ノ国有財産ハ速ニ大蔵省ニ引継ギ、大蔵省ハ之ヲ戦後ニ於ケル食糧増産其ノ他民生安定及財産上ノ財源等トシテ活用スルコトヲ期シ、之ガ適當ナル管理運用及処分ニ當タルモノトス、但シ将来他省所管ニ引継ヲ適當トスルモノ及農耕厚生施設等ノ為、急速措置スルヲ適當トスルモノハ右引継以前ニ於テ其ノ措置ヲ採ルヲ妨ゲズ、

終戦直後の日本は、戦災による住宅焼失と満州（中国東北部）や朝鮮半島などからの引揚者で、極度の住宅不足と食糧難に直面していた。そこで政府は、史料⑧に示した閣議決定により、旧軍飛行場等を食糧増産、民生安定、財政上の財源として活用する方針を示す。

しかし、八月三十一日、日本本土に進駐してきた連合国軍は、日本の民主化と非軍事化を基調とする占領政策を開始し、この政策の一環として、旧陸海軍用地の農地への優先的転用、あるいは宗教政策改革のための寺社財産（主として神社）の処理指令、加えて旧陸海軍の工廠施設の賠償撤去等による非軍事化政策を展開する。これは、旧軍に属していた一切の財産を接收して連合国軍の管理下に置き、それらの処分は、占領政策との関連において厳重な規制を加えるというものであった。

旧軍財産活用のためには、それらの適切な管理と確実な引き継ぎが必要であった。GHQは、日本の非軍事化策を推進するための具体的施策の一つとして、昭和二〇年九月二四日、日本政府と覚書を手交する（『日本軍隊より受領し、且受領すべき資材、補給品、装備品に関する件』『大蔵省財務局三十年誌』大蔵省財務局一九八〇）。これが、連合国軍の対日占領政策のスタートとなり、その内容は、次のようなものであった。

① 日本軍隊のすべての財産の引渡し。対象物件は、日本軍隊に属するすべての武器弾薬、軍装備等の戦用品並びに職員等の使用に供された備品又はその他の財産（土地および建物等も含む）。

② 陸海軍財産のうち戦用とならないものは、破壊後日本政府に返還する。

③ 返還資材（土地、建物等も含む）等の受領機関に内務省を指定する。

④ 内務省は受領物品の記録を保存し、その処置を明らかにする。

（※但し、連合国によって使用される飛行場等を除く）

この結果、GHQから返還される財産は、内務省（地方庁）が受領し、大蔵省（財務局、管財支所または出張所）に引き渡す体制がとられたのである。

時を同じくして、日本政府は、終戦直後の食糧危機を打開するため、緊急開拓事業に取り組もうとし、その実施のため一連の通牒を関係部署宛に発している。これは、国有財産部長から地方長官、財務局長、専売局塩脳（塩・樟脳）部長、内務省官房調査部長宛に発せられた、二四一カ所の旧軍飛行場の農耕及び製塩利用計画書策定に関する通牒（昭和二〇年一月二十九日付国第二十五号）で、陸軍高瀬飛行場の戦後処理も、この通牒から始まった。

2. 緊急開拓事業の実施

日本政府は、戦後いち早く旧軍財産の活用方針を決定し、食糧増産等の民生安定と国庫財源の確保を図ろうとして、昭和二〇年一月、『特殊物件処分大綱』（『昭和財政史』第十七巻・東洋経済新報社一九八一）を定め、中央においては、大規模な物件処理を、地方においては小規模な物件の処理を各々おこなうことになった。

こうした動きの中で、「緊急開拓事業実施要領」が策定された。その主旨は、戦後の深刻な食糧難の打開策として、五ヶ年で一五五万町歩の大規模開墾、干拓、土地改良事業を実施しようと

いうもので、旧軍飛行場用地の利用および返還等について触れている。それは、昭和二〇年一月九日の閣議で決定され、次のような内容であった。

【史料⑨】（緊急開拓事業実施要領）『農地改革資料集成』第三卷・農政調査会一九七五）

第一 方針

終戦後ノ食料事情及復員ニ伴ウ新農村建設ノ要請ニ即応シ大規模ナル開墾、干拓及土地改良事業ヲ実施シ以テ食糧ノ自給化ヲ図ルト共ニ離職セル工員、軍人其他ノ者ノ帰農ヲ促進セントス、

第二 要領

一、開墾

①開墾面積

開墾面積ハ一五五萬町歩トシ概ネ五ヶ年ヲ以テ完成スルモノトス、

②事業主体

イ、概ネ五〇町歩未満ノ小団地開墾ハ地方長官ニ於テ適當ト認ムル団体、個人ヲシテ施行セシムルモノトス、

ロ、概ネ五〇町歩以上三〇〇町歩未満ノ集団地開墾ハ都道府県、農地開発営団、地方農業会其ノ他実力アル団体、個人ヲシテ施行セシムルモノトシ地方長官之ヲ決定スルモノトス、

ハ、軍用地中農耕適地ハ自作農創設ノ為急速ニ開発セシメ可及的速ニ拂下等ノ処分ヲナシ旧耕作者及新入植者ニ譲渡スルモノトス

（以下省略）

この閣議決定において注目されるのは、引用中最後の部分、「ハ、軍用地中農耕適地ハ自作農創設ノ為急速ニ開発セシメ可及的速ニ拂下等ノ処分ヲナシ旧耕作者及新入植者ニ譲渡スルモノトス」である。昭和二二年一〇月二二日、「自作農創設特別措置法」が法律四三号として公布されたが、その一年前には、すでに自作農創設が意識されていたことがわかる。

これはもちろん、九月二四日にGHQと手交した覚書における連合国軍の基本的占領政策を受けての閣議決定であり、旧軍飛行場用地のほか、軍馬補充部隊用地、演習場、練兵場など、農耕開発用地として適地とされるもの全てにわたった。

また、昭和二〇年一月一日、緊急開拓事業実施要領の一環として旧軍用地の処理に関し、大蔵次官・農林次官より地方長官宛てに発せられた通牒（昭和二〇年一月一日附国第七六号）の別紙にも、次のような記述がみえる（「農耕ニ利用スベキ旧軍用地等国有財産処理ニ関スル実施要領」）。

従来ノ用途ヲ廃止シタル国有軍用地等ハ能フ限り之ヲ農耕開発スルモノトシ昭和二十年十一月九日閣議決定「緊急開拓実施要領」ノ一環トシテ自作農創設ノ為左ニ依リ急速ニ之ヲ処理スルモノトス、

このような経緯を踏まえ、連合国軍最高司令官総司令部は、翌十二月「農地改革」の指令を発し、「農地調整法」の一部改正および「自作農創設特別措置法」（昭和二二年法律四三号）など、

農地改革に伴う一連の法令を日本政府に制定させたのである。高瀬飛行場跡地の開発も、この法律によって、推進されることになった。

四 高瀬飛行場跡地の戦後処理と開拓者営農促進

昭和二〇年九月二四日以降、GHQから返還される財産は、内務省（地方庁）が受領し、大蔵省に引き渡すという体制がとられる。返還される国有財産の取扱いは決まったが、各現地における実際の引継は相当な困難を伴うものであった。現地部隊の立会いのもと、台帳や目録を作成して引き継ぐべきところ、立ち会う現地部隊の解散等で確認が困難となるものや、終戦時に財産台帳を焼却したものなどあつて、確認の手段を失っていたものも多かった。

昭和二〇年一月から翌年二月にかけて、各地に設置された旧軍資産を対象とした管財出張所は、全国で一八〇カ所に達した。各財務局別の分布は、東京二七、大阪一五、札幌二〇、仙台一九、名古屋三四、広島一六、高松六、熊本四三となっており、軍都と呼ばれた熊本の傑出状況がうかがえる。

昭和二〇年秋、大浜、豊水、横島の飛行場跡地関係三町村は、熊本県に対し、飛行場の開墾を申請している。また、旧横島村役場文書『陸軍高瀬飛行場土地買収一件綴』には、「開拓者営農促進に関する懇談会要綱」（昭和二三年四月）が綴られ、その時点で、すでに七五戸の入植が確認される。すなわち、高瀬飛行場跡地の引継事務は、大過なく終了し、営農が開始されていたとみてよいだろう。

1. 元玉名軍用飛行場跡地開発の請願

昭和二三年（一九四八）一月一四日、第〇〇四国会農林委員会において、農林委員会理事寺本齋より請願第八七号「元玉名軍用飛行場跡地開発の請願」が提出された。衆議院議事録より、寺本議員の説明を抽出しておく。

【史料⑩】（第〇〇四国会衆議院農林委員会「元玉名軍用飛行場跡地開発の請願」※国会会議録検査システムより）

ただいま上程の熊本県玉名郡豊水村外二箇町村地内旧玉名飛行場は、昭和十八年中に軍の強制買上げにより、美田二百六十町歩をつぶして建設工事中終戦となり、大部分の地積は一メートルないし〇、八メートルくらいの高さに土盛り地ならししてありましたが、一部にはその田地を掘り上げて土盛りの用に供しましたので、約三十町歩の水田は沼地となりました。

しかるに終戦後食糧増産のため、これが開発をはかり、一日も早く耕作地といたしたく願ってきたのでありますが、何分にも元通りの耕地とするには、沼を埋めて耕地の地ならしをする等、大工事が必要とするのでありまして、現在までに開発せられました地積はいまだ僅少であります。多くはまず道路及び水路の開発を急ぎ、耕地開発の足場をつくる必要に迫られておるのでありまして、地元民の要望は実に旱天に雨を祈るごとく痛切なるも

のがあります。

この元飛行場用地は、熊本県下においても最も肥沃の土地でありまして、反当平均米三石を下らず、六千石と三千石の麦とを産していた所でありますれば、これが開発の急務なることとは言をまたないところであります。右の事情を御賢察の上、食糧増上緊急の施設として、右飛行場開発の急速実現を期するよう御施策賜らんことをお願いいたす次第であります。

寺本は、昭和二二年四月、総選挙で熊本一区から出馬し、初当選した民主党の衆議院議員であった。彼の提出した請願は、昭和二三年四月二八日、熊本県玉名事業所で開催された「開拓者営農促進に関する懇談会」の総意を受けたものである。飛行場跡地への入植は、すでに終戦の年以來、散発的に実施されていた。「開拓者営農促進に関する懇談会要項」により、懇談会直前の開拓者の一般的な実情を記しておく。

2. 開拓者営農推進

終戦後、食糧増産を目指して日本各地で緊急開拓がおこなわれ、高瀬飛行場跡地にも、復員軍人や国外からの引揚者などによって組織された玉名開拓団が入植し、開墾の鉞が入った。急遽造成した飛行場は、寺本請願にみられるように、全体に盛土を施して均した微高地であり、盛土を取った跡が沼地と化し、元の農地に復旧させるには、大規模な改修を必要とした。

昭和二三年四月二八日、「開拓者営農促進に関する懇談会」と銘打った会合が熊本県開拓営団玉名事業所において開催されている。懇談会開催の経緯は、開拓者営農に関する基礎確立の重要性に鑑みて、県農地部職員および関係町村役場との懇談会の必要性を認め、熊本県開拓地の指導上の一雛形として、参考となる情報を得るためという。

さらにその目的は、「赤裸々なる開拓者の実情を吐露し、開拓行政並びに指導の適切を図り、以て確乎たる営農への基礎たらしむ」というものであった。次に、事前に配布された懇談会要項を抜粋しておく。

【史料①】「開拓者営農促進に関する懇談会要項」(『旧陸軍高瀬飛行場用地買収関連史料』)

②方針

- ・ 開拓計画者、指導者及開拓者の融和と実行力の付与

③着眼事項

- ・ 開拓者営農促進に関する具体的一案の検討
- ・ 右具体的一案に基づく実地指導
- ・ 農村興行への具体的一案の検討

④実施要領

- ・ 日時 昭和二十三年四月二十八日 午前十一時〜午後二時
- ・ 場所 玉名事業所(晴雨に拘わらず)
- ・ 参集予定者
 - イ. 県農地部職員
 - ロ. 農林省熊本農地事務所職員

- ハ. 玉名地方事務所職員
 - ニ. 玉名税務署職員
 - ホ. 玉名事業所職員
 - ヘ. 小田郷指導農場職員
 - ト. 横島村役場職員
 - チ. 豊水村役場職員
 - リ. 大浜町役場職員
 - ヌ. 県開拓協会職員
 - ル. 県開拓連盟職員
 - ヲ. 玉名開拓団員全員
- 三、開拓者の実情並に缺陷に就いて

1. 全般

イ. 実状

①戸数 七五戸 総員三百八十八名（内稼働人員二百四十六名）

②農業経験者 二十九名 未経験者 四十六名（内農家出身二十名）

③出身地区

| 出身地区 | | 内 訳 | |
|------|-----|------|----|
| 県内 | 五〇 | 海外引揚 | 二九 |
| 県外 | 一八 | 戦災 | 一〇 |
| 海外 | 七 | 復員 | 二五 |
| | 計七五 | その他 | 一一 |
| | | 計七五 | |

④入植前の職業

| | |
|------|----|
| 農林業 | 二九 |
| 工業 | 七 |
| 商業 | 一 |
| 職業軍人 | 九 |
| その他 | 二九 |
| 合計 | 七五 |

⑤耕作

| | |
|------------------|------|
| ・水田耕作者 | 十四名 |
| ・畑耕作者 | 三十五名 |
| ・水田五反、畑五反耕作者 | 十八名 |
| ・水田二〜三反、畑七〜八反耕作者 | 八名 |
| 計 | 七十五名 |

ロ. 欠陥

① 耕地整理の未完了、特に電気灌漑工事の未完了

② 資金の皆無、特に収入の僅少

③ 農機具及役畜の不足

④ 農業の未経験による諸準備の遅滞

⑤ 団結・融和の不足

2. 土地

イ. 実状

① 総面積 七十五町

② 既墾地 五十三町三反（水田二十一町六反、畑三十一町七反）

③ 未墾地 二十一町七反（内本年度開墾予定地六町八反）

（以下省略）

この後、建築、農機具及役畜、農業生産状況と続くが、欠陥の項目では、いずれも資金不足、導入資金不足、生活資金の不足といった資金面での問題が述べられている。資金問題は、一朝にして解決することは不可能であり、そのため、抜粋の冒頭部分、「農村興行への具体的一案の検討」が盛り込まれたのである。具体的方針として、「開拓五ヶ年計画に依る基礎確立」が唱われ、着眼として次の四項目が策定された。

1. 開拓農業協同組合運営の確立

2. 開拓計画者、指導者及開拓者の融和と実行力の付与

3. 営農基盤の段階的整備

4. 共同経営への基礎確立

資金不足が最大の課題であったにもかかわらず、金融的措置の題目がない。あるいは、項目1の、「開拓農業協同組合運営の確立」の中で考慮されていたのか。いずれにしても、終戦直後の極限的財政難の時代である。開拓地入植者相互の融和を図りながら、協同組合活動を推進する中で、自助努力を重ねつつ、段階的に解決していく大前提が模索されていたものとみられる。

おわりに

熊本県下には、終戦当時、陸海軍の航空基地が公開分で一〇カ所存在した。陸軍では、植木、菊池（花房）、大津、黒石原、熊本（健軍）、高瀬（玉名）、隈庄（舞ノ原）、八代の各飛行場があった。海軍では、天草佐伊津に水上機の基地があり、人吉に航空隊が置かれ高原飛行場が開設されている。

これら、昭和一〇年代から大戦末期にかけて開設された陸・海軍の飛行場は、いずれも同じような経緯を経て収用されたとみられる。中でも、関係者の証言が数多く残っているのは、熊本陸軍飛行場（健軍飛行場）と、それに隣接して周囲に展開する三菱重工業の航空機製造工場と一連の付帯施設用地買収に関わる一件である。高瀬飛行場用地の収用よりも、やや早く着手されているが、買収の流れは、ほとんど同じような手続きに拠った。

筆者は、本論考執筆にあたって、軍部による飛行場用地取得に関し、「買収」および「収用」と、二つの言葉に注目した。それは次のような理由による。昭和一九年三月に改正された臨時資金調達法第九条二項に、「大蔵大臣は土地等の売却代金又は収用補償金の債務に付き、債権者に支払われた金銭の全部若しくは一部を以て国債を購入保有若しくは貯金することを命ずることができる」と書かれている。つまり、大蔵大臣は、一般的な土地等の経済取引において、債権者に支払われた売却代金で国債を購入保有、又はそれを貯金するように命ずることができた。

この条項が適用される土地取引は、もはや買収とはいえない。国家と一般人との売買契約であっても、対等の立場で締結されるのが買収である。しかし戦時下の軍用地買収は、熊本飛行場、高瀬飛行場の事例が示すように、土地の売り主が、受け取った売却代金を自由につかう余地もなかった。代替家屋建設に費やす他、農地部分の代価などは、国債の購入や貯蓄をしろという。これでは、売却代金が国家財政に組み入れられるに等しく、買収者に都合の良い一方的な契約であり、戦時下における非常事態というものの、違法な行政行為であったことは免れない。軍用地買収と称されてはいるものの、実質的には、売買契約に基づく債務の履行ではなく、問答無用の強制収用であり、地主に下される金銭も、「収用補償金」といふべきものであった。

(了)

【参考史料・文献等】

- ・『陸軍高瀬飛行場土地買収一件綴』（旧横島村役場文書、現玉名市横島支所蔵）
 - 「高瀬飛行場買収土地価格決定書」
 - 「建物移転補償金調書」
 - 「官給材送付二関スル件（航空熊本出發七六一号）」
 - 「官給材調書」
- 「飛行場盛土取場所及び排水路開鑿敷地補償買収ニ関スル関係地主協議会開催ノ件」
- 「軍用排水路開鑿ニ付研究会ノ件」
- 「飛行場追加買収地代金未払分計算書」
- 「飛行場追加買収地代金未払分計算書」
- 「開拓者営農促進に関する懇談会要項」
- ・「戦争終結に伴う国有財産の返還に関する件」（昭和二〇年八月二十八日閣議決定）
- ・「連合国により使用さるるものを除く飛行場の農耕に関する件」（昭和二〇年一〇月一日付連合国軍最高司令官総司令部覚書）
- ・「飛行場利用に関する件」（昭和二〇年一〇月二十九日付国有財産部長通牒）
- ・「緊急開拓事業実施要領」（昭和二〇年一月九日閣議決定）
- ・「飛行場利用に関する件」（昭和二〇年一月二日付開拓局長、専売局長官、国有財産部長通牒）
- ・「農耕に利用すべき元軍用地等国有財産の処理実施に関する件」（昭和二〇年一月一五日付大蔵次官、農林次官通牒）
- ・第004国会衆議院農林委員会「元玉名軍用飛行場跡開発の請願」※国会会議録検索システム

ムより)

- ・防衛庁防衛研修所戦史室『本土防空作戦』戦史叢書一九・朝雲新聞社一九六八)
- ・銀行問題研究会『臨時資金調達法解説』改正戦時統制法令叢書一二輯一九四三)
- ・大蔵省財政史室『昭和財政史』第十七卷・東洋経済新報社一九八一)
- ・大臣官房地方課編『大蔵省財務局三十年誌』大蔵省財務局一九八〇)
- ・「緊急開拓事業実施要領」(農地調査会『農地改革資料集成』三卷・農政調査会一九七五)